平成２７年（フ）第４４３号
広島市西区古江東町４番49号
債務者　清川　直美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４６号
広島市南区東雲２－15－38－215、住民票上の住所広島県安芸郡府中町桃山１丁目２番８号　ファミールやまとＢ棟102
債務者　森永　末廣
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７３号
広島県東広島市豊栄町別府640番地２
債務者　新原　美紀
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５号
福岡県筑後市大字水田838番地２
債務者　光安みどり
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３２号
福岡県田川市伊田町９番31号
債務者　古田　和弘
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３９号
福岡県田川市大字糒2323番地　田川団地226、住民票上の住所福岡県直方市日吉町６番３－302号
債務者　安村慎太郎
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４０号
福岡県田川郡川崎町大字川崎197番地の４
債務者　坂下　詔典
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１５８号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5982番地２
債務者　平山　晶太
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４８号
宮崎県都城市平塚町3440番地１
債務者　上森　　隆
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第５２号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2797番地６
債務者　白鳥あけみ
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４４号
宮崎県延岡市大貫町４丁目1327番地　アーク延岡大貫町506
債務者　飯干　康仁
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２０９号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目18番５号
債務者　五嶋　公昭
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目32番１号　新谷ビル301号
債務者　谷川　繁雄
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５号
沖縄県名護市字済井出203番地
債務者　砂川　貴之
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１９号
沖縄県名護市大北五丁目23番１－１－1009号　県営大宮高層住宅
債務者　金城　友子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根496番地７　下地アパート２Ｆ
債務者　伊計　明美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第４９号
宮城県栗原市築館字下宮野町８番地　氏家アパート７号室、従前の住所宮城県栗原市高清水中の沢25番地28
債務者　佐々木伸枝
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係